

別紙

## 別居親族による訪問介護サービスの提供について

上記のことについて、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1．趣旨

介護保険が高齢者の介護を家族だけでなく、社会全体で支えるための制度であることをふまえ、別居型サービスの不適切な提供に制限を設けようとするものであり、別居型サービスを一切禁止しようとするものではありません。

#### 2．必要性が認められる場合

認知症の症状を有する利用者で、当面の間、別居親族である訪問介護員等が対応する必要がある場合等

#### 3．事前協議

別紙により保険者である市と事前協議を行う。

#### 4．親族の範囲

子及びその配偶者

平成 年 月 日

常総市長 様

指定訪問介護事業所  
代表者 印

別居親族による訪問介護サービスの提供について

別居親族である訪問介護員等による訪問介護サービスを下記のとおり提供したいので協議  
します。

訪問介護事業所名	法人名						
	事業所名				事業者番号		
	所在地						
	通常の事業実施地域						
	管理者の氏名				サービス提供責任者の氏名		
訪問介護員等	氏名				利用者との続柄		
	住所						
利用者	氏名		年齢		性別		要介護度
	住所						
	被保険者番号						
介護支援専門員	氏名						
	事業者名				事業者番号		
	居宅介護支援事業所所在地						
別居親族である訪問介護員等を派遣する理由							
派遣予定期間							
市記入欄	課長	補佐	係長	係	確認日		
					可・否		
					事由・条件等		

(注意) 居宅サービス計画書(ケアプラン)及び訪問介護計画書を添付すること。